

身体的拘束適正化に関する指針

1・身体的拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、入居者（利用者）の生活・活動の自由を制限するものであり、入居者（利用者）の尊厳ある生活・活動を阻むものです。法人は基本方針に基づき、入居者（利用者）等の生命又は身体を保護するために、真にやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者（利用者）の行動を制限いたしません。また、職員全体が身体的拘束による弊害を理解し、身体的拘束のないサービス提供に努めます。

（1）身体的拘束の原則禁止

株式会社パンプキンでは、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止します。

（2）緊急・やむを得ない場合の例外三原則

入居者（利用者）個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、十分な観察や観察の経過記録、創意工夫する事を基に必要最低限の身体的拘束を本人・家族への説明と同意を得て行うことがあります。

- ① 切迫性 ～ 利用者本人または他の利用者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性 ～ 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する方法や対策がない場合
- ③ 一時性 ～ 身体的拘束その他の行動制限が一時的である

身体的拘束適正化委員会では以下の項目も把握しなければなりません

- ① 身体的拘束の理由
- ② 身体的拘束の方法（拘束の部位・内容等）
- ③ 身体的拘束を行わずにいられる時間、拘束する時間、拘束を行う際の状況等
- ④ 身体的拘束に該当する利用者の身体的拘束期間中の状況や変化等
- ⑤ 家族の意向・希望

2・身体拘束適正化委員会その他法人内の組織に関する事項

法人では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体拘束適正化検討委員会を設置します。ただし、虐待防止委員会との一体的な運用とします。

（1）設置目的

- ・法人事業所内での身体的拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束等を実施せざる得ない場合の検討及び手続
- ・身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導

- ・身体的拘束等について報告された事例の集計と分析

(2) 委員の構成

- ・虐待防止委員で構成します。
- ・委員の中から身体的拘束等の適正化対策を担当する者を決定し、会議の進行等を行います。

(3) 委員会の開催

- ・虐待防止委員会開催時に同時に開催します。(1年に1回以上)
- ・不適切な身体的拘束等が行われたと判断されたときは、随時開催します。
- ・委員会開催後は検討内容、結果等を全職員へ周知徹底します。

3・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員その他の従業員に対して、身体的拘束等の適正化に向けて入居者（利用者）の人権を尊重したサービスの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を行います。

- (1) 定期的（年1回以上）教育・研修の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束の適正化のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

4・法人事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき入居者（利用者）家族に速やかに説明し報告を行うこと。
- ・次章による手続きを行わずに実施された身体的拘束等の場合は、身体的虐待とみなされ「虐待防止マニュアル」に沿って入居者（利用者）の安全確認・事実確認・通報者の保護を目的に行動します。その後、身体的拘束適正化委員会において初動確認、原因究明、再発防止策について検討されその結果等は職員に周知されます。

5・身体的拘束等発生時の対応に関する方針

- ★ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

《身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- 1・徘徊しないように、車椅子やベットに体幹や四肢を紐などで縛る
- 2・転落しないように、ベットに体幹や四肢を紐などで縛る
- 3・自分で降りられないように、ベット柵（サイドレール）で囲む
- 4・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- 5・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける

- 6・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト
車椅子テーブルをつける
- 7・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- 8・脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 9・他人への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- 10・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 11・自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②日代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認を行う。

(2) 利用者、入居者ご家族などへの説明

ご本人やご家族に対して（記録1）『緊急やむを得ない身体拘束に説明書』に基づき、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を施設長、管理者が詳細な説明を行う。

当法人では、家族等の十分な理解と確認を得た証として『身体拘束に関する確認書』を交付し、署名を求める。

(3) 記録

身体拘束の実施後は（記録2）『緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録』を用いてもれなく記録し、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行う。また、その記録を開示し職員間、家族等関係者の間で情報を共有する。

(4) 拘束の解除

身体拘束が行われている場合は、解除する事を目標に身体拘束廃止委員会において検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。解除後も経過観察は継続して行う。

6・ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、ご利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載等を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

7・その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等を行わないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に係る職員全体で以下の点を十分に議論して共有認識を持ち、拘束をなくしていくように取り組む必要がある。

- ・言葉や対応などで、入居者（利用者）の精神的な自由を妨げないように努めます

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか
- ・認知高齢者であるということで安易に身体拘束を実施していないか
- ・転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか
- ・入居者（利用者）の安全を確保する観点から入居者（利用者）の身体的、精神的な自由を安易に妨げる行為は行わない様に努め、やむを得ず安全確保を優先する場合はカンファレンス等で検討します

※ 身体拘束に準ずる行為と感じたら、情報を公表する事が職員としての責務である

附則

令和4年3月1日策定

身体拘束はなぜ問題なのか

◆◆◆ 人間の尊厳を守る為 ◆◆◆

I 身体拘束がもたらす多くの弊害

身体的弊害

- ① 本人の関節の拘縮・筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡発生などの外的弊害をもたらす
- ② 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす
- ③ 車椅子に拘束しているケースでは無理な立ち上がりによる転倒事故、ベット柵のケースでは乗り越えによる転落事故、さらには拘束具による窒息等の大事故を発生させる可能性すらある。このように本来のケアにおいて追及されるべき「機能回復」という目標と正に正反対の結果を招く恐れがある

精神的弊害

- ① 本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与えるばかりか人間としての尊厳をも侵す
- ② 身体拘束によって、さらに認知が進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれもある
- ③ 家族にも大きな精神的苦痛を与える。自らの家族が拘束されている姿を見た時、混乱し、後悔しそして罪悪感にさいなまれる家族が多い
- ④ 看護・介護スタッフも自らが行うケアに対して誇りを持ってなくなり安易な拘束が士気の低下を招く

社会的弊害

身体拘束は、看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くばかりか、介護保険施設・障害者施設等に対する社会的な不信・偏見を引き起こす恐れがある。また身体拘束による身体機能の低下はその人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ経済的にも少なからず影響をもたらす。

II 拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知があり体力も弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え認知が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的・三次的な障害が生じ、その為のさらに拘束を必要とする状況が生み出されるものである。最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに「常時」の拘束となってしまう、そして場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果に繋がりがねません。身体拘束の廃止はこの「悪循環」を自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しています。

5つの基本的ケア

『人としての尊厳を守る』『その人らしい生活をする』5つの基本的ケアを実行することにより、身体拘束の必要を排除していくことが重要です。

① 起きる

正しい姿勢で椅子に腰かけ、両足を床につける。重力が垂直にかかり心身を活性化する刺激を促し、自分の周囲で起きていることが分かるようになる。これは仰臥位で天井を見ていたのでは分からない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第1歩である。

② 食べる

人によって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防、感染症予防にもなり、健康な状態を保つことが出来る。食べることはケアの基本である。

③ 排泄する

排泄も生きていく上で欠かすことの出来ない行為。なるべくトイレで排泄してもらうことを基本に考え、オムツを使用している人については、汚れたら直ぐに取り換える事を心掛ける。オムツに排泄物が付いたままになっていると気持ち悪く「オムツいじり」につながるようになる。

④ 清潔にする

お風呂や清拭などで清潔を保つことは快適さばかりではなく合併症の予防にもつながる。皮膚の痒みなどを抑える効果もあり、身体拘束をしないためのケアとしては重要である。

⑤ 活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴に合った良い刺激を提供する事が重要である。音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビ等が考えられる。言葉による良い刺激もあれば、言葉以外の刺激もあるがいずれにせよ、その人らしさを追求する上で心地よい刺激が必要である。

身体拘束をせずに行うケアの3つの原則

1・身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体拘束が必要となる場面では、徘徊や興奮状態での迷惑行為、不安定な歩行、点滴抜去、自傷行為、体位保持が困難であることなどがあげられます。しかし、それらすべての行動には本人の抱える理由や原因があり、その原因を特定し除去するケアが出来れば身体拘束は必要にならないでしょう。

2・基本的なケアを徹底する

基本的なケアを十分に行い生活のリズムを整えることが必要です。①起きる ②食べる ③排泄する ④清潔にする ⑤活動するという基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底することである。

一人ひとりの状態に合わせた適切なケアを行うことが重要であり、それらのケアを行う場合には一人一人を見守り、接し、触れ合う機会を増やし、伝えたくてもうまく伝えられない気持ちやサインを受け止め、不安や不快、孤独を少しでも緩和していくことが求められる。

3・身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を目標とする

身体拘束を廃止すると、施設でのケアを全体的に向上させることにもつながります。身体拘束廃止を目標とするのではなく「より良いケアを実現する」という目標を掲げて取り組んでいくことが大切です。

身体拘束禁止規定の対象となっていない行為でも「言葉による拘束」など虐待的な行為があってはならないことは言うまでもない。

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

説明事項

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 <場所、行為（部位、内容）>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
ご家族の意向・希望	

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

施設名

施設長

実施責任者

身体拘束に関する確認書

施設名

施設長

実施責任者

- あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A ご利用者本人又は他の人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の他の行動制限を行う以外に代替える看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

令和 年 月 日より実施・開始いたします。

ご利用者様・ご家族様の記入欄

上記の件について説明を受け確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

(本人との続柄)